

関税局・税関における諸課題について

財務省 関税局 業務課長 藤中 康生

2025年の年頭にあたり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

一般財団法人安全保障貿易情報センター及び会員の皆様には、旧年中は関税政策・税関行政に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新年のご挨拶にあたり、財務省関税局・税関の主な取組みについて申し上げます。

税関は、「安全・安心な社会の実現」、「貿易の円滑化」及び「適正かつ公平な関税等の徴収」の3つを使命としています。

まず、「安全・安心な社会の実現」について、税関は、24時間365日、全国の港や空港等において、不正薬物・銃砲をはじめとする社会悪物品やテロ関連物資、知的財産侵害物品等の密輸出入を阻止すべく水際取締りを行っています。

特に本年は、大阪・関西万博を控え、テロ関連物資等の国内流入の防止は極めて重要となっており、一層厳格な水際取締りを実施してまいります。

従来のテロ関連物資等に係る安全保障貿易管理に加えて、経済安全保障上の脅威への対処は、政府全体の重要な課題となっています。こうした中、税関は、軍事転用のおそれのある製品や技術等の不正輸出を防止するため、情報収集・分析能力の強化や厳格な審査・貨物確認等を通じ、外国為替及び外国貿易法（外為法）において規定されている手続が適切

に履行されていることを確認するとともに、輸出者に対する事後調査を通じて、輸出申告の適正性を確保しています。

最近、中古工作機械の輸出の適正化に向けた検討が進んでいます。産業構造審議会の中間報告（2022年4月）において、「中古工作機械の輸出者に対し」、「厳格管理に向けた取組を強化すべきである」とされたことを踏まえ、関税局・税関は、経済産業省と共働で輸出管理を強化する取組みを進めているところです。例えば、製造した日から20年以内の工作機械については、外為法における輸出規制の対象とする制度の見直しが行われる予定です。関税局・税関は輸出管理の執行面の担い手として、経済産業省と協力して、当該制度の適切な運用に寄与していきたいと考えています。

ロシア等への制裁措置も継続しています。2022年2月のロシアによるウクライナ侵略以降、我が国はG7を中心とする国際社会と連携しつつ、外為法に基づき、ロシアへの奢侈品、半導体、無人航空機、乗用自動車等の輸出禁止措置、ロシアからのアルコール飲料、木材、機械類・電気機械、貴金属、原油・石油製品及び非工業用ダイヤモンドの輸入禁止措置等を順次講じております。また、同年4月からは、ロシアに対して関税における最恵国待遇（貿易相手国の産品に対して、第三国に与えている条件よりも不利にならない待遇を与えること）の撤回措置を講じ、ロシアに対するWTO協定税率の適用を撤

回することで、基本税率（暫定税率の適用があるときは暫定税率）の適用を可能としております。

こうした措置の実効性を確保するため、関税局においては、第三国迂回等による制裁逃れを防ぐため、G7等との情報共有や、第三国の特定団体に対する輸出禁止措置について、関係機関と連携しながら対応しております。また、税関においても、引き続き、第三国迂回による制裁逃れへの対策を含め、輸出又は輸入される貨物について外為法に基づく経済産業大臣の承認の必要性の確認を行うなど、厳格な水際取締りを実施してまいります。

貴センター及び会員の皆様におかれましては、経済安全保障上の脅威への対処や対ロシア等への制裁を含む安全保障貿易管理に関する政府全体の取組みを踏まえ、最新の法令に基づいて該非判断を行う等、適正な輸入手続についてご協力をよろしくお願いたします。

次に、「適正かつ公平な関税等の徴収」も税関の重要な使命です。令和5年度の税関における収入額は、関税約0.9兆円、消費税及び地方消費税約10.8兆円となっています。これは租税及び印紙収入の約16.9%に相当する額です。引き続き、適正かつ公平な関税等の徴収に努めてまいります。

関税局・税関においては、「貿易の円滑化」にも積極的に取り組んでいます。国内外の情勢の変化を受けて、我が国の貿易を巡る環境が目まぐるしく変化していく中であって、国民生活の安定、日本経済の発展のためには、円滑な貿易の確保が重要です。この円滑な貿易を確保するためには、様々な変化に対応しながら関税政策・税関行政を進めていかなければなりません。

貿易の円滑化と国際物流におけるセキュリティ確保との両立を目的としたAEO制度があります。同制度は、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者を税関が認定・承認し、税関手続きの緩和・簡素化を図るものです。関税局・税関は、AEO制度が一層魅力的なものとなるような制度改正や広報活動等に積極的に取り組んできました。最近では、令和6年度関税改正において、特例輸入

者が行う特例申告の納期限延長に係る担保の取扱いを緩和し、昨年10月1日より施行しております。

また、AEO制度を導入した国の間で、相互に制度の承認を行い、二国間の安全かつ円滑な物流の実現を図るAEO相互承認の締約国の拡大に取り組んでいます。相互承認が行われると、締約国がAEOとして認定・承認した事業者に対して、審査・検査の軽減等、税関手続上の便益を相互に与えることとなります。昨年12月24日に日本にとって14番目となるインドとの間でAEO相互承認に係る取決め署名を行いました。早期の実施に向けて必要な調整を進めてまいります。

引き続き、AEO制度の利用拡大や事業者の皆様とのパートナーシップの強化に向けた取組みを推進するとともに、税関としても貿易に関わる企業との対話を積極的に進めて行くことが重要だと考えています。

国際的な動きに目を向けますと、2022年1月のRCEP協定発効により、24か国・地域との間で、21の経済連携協定(EPA/FTA)等が結ばれることとなり、我が国の貿易総額に占めるEPA/FTA等発効済・署名済の国・地域との貿易額の割合は約8割の水準に達しています。足元でも、先月に英国がCPTPPに加入しました。関税局・税関においては、関税制度や税関行政等を所管する立場から、税関ホームページやYouTube上においてEPA税率や税関手続、品目分類や原産地規則の解説などといったEPA関連情報の掲載、貿易関係事業者の皆様方への情報提供や、品目分類・原産地規則に関する相談を含む支援の強化・充実により、経済連携協定の利用促進及び適正利用の確保に取り組んでまいります。

関税局・税関においては、「スマート税関構想2020」（2020年6月公表）及び「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」（2022年11月公表）に掲げるように、越境電子商取引の進展等による小口貨物の急増、社会全体のDXの進展及び経済安全保障上の脅威への対処といった、税関を取り巻く環境の変化や新たなニーズについて、不断に取り組んできたところです。

具体的には、先端技術を活用した取締・検査機器等の導入や検査工程のオートメーション化の推進な

ど税関検査場のDXによる審査・検査の効率化、原産地証明書のデータ交換に向けた取り組みをはじめとする貿易手続のデジタル化への対応といった施策ごとに工程表を作成して進捗管理を行いながら取り組みを進めることとしており、税関業務の一層の高度化・効率化を積極的に進めてまいります。

今後も税関の3つの使命を果たすべく、貴センター及び会員の皆様からお寄せいただく声に耳を傾け、関税政策・税関行政を運営してまいります。

最後に、貴センター及び会員の皆様の益々のご発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。